

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障がい児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用負担を無料とします。

無料となるサービス

- 児童発達支援
 - 医療型児童発達支援
 - 居宅訪問型児童発達支援
 - 保育所等訪問支援
- ◎福祉型障害児入所施設
◎医療型障害児入所施設
(◎は県決定のサービス)

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、

「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障がいのある子ども (平成25年) (平成28年)
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障がいのある子ども (平成26年) (平成29年)

※利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。
※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

問い合わせ先：鹿島市役所 福祉課 障がい福祉係

TEL：0954-63-2119